

相続が発生した場合、相続人は「相続の放棄」「限定承認」「単純承認」のいずれかを選ぶことになり

ます。限定承認は、相続した資産を限度として相続債務を負担するという条件付きの相続の方法です。相続した財産以上に債務がある場合でも、



相続財産を超える債務は切捨てられますので、自分の財産を取り崩してまで支払う必要はありません。そして、残余財産があれば相続できるという利点がある相続方法で、限定承認は、相続財産が債務超過であるか判然としない場合に有効な制度であるといえます。一見良いことづくめの制度ですが、限定承認を受ける場合には、原則として相続人全員が行う必要があることや、相続財産のうち、不動産等の資産については譲渡所得税の課税が行われることなどから、相続放棄が年間16万件を超えているのに比べ、年間900件程度しかありません。

相続に際し、相続の放棄および限定承認を選択しなかったり、財産を処分したりした場合は、単純承認したものとみなされ、相続人は全ての債務を継承することになります。この場合、連帯保証人としての地位も継承することになり、債務者が破産すると、その債務を弁償しなければならなくなります。しかし、限定承認を選択したのであればそのような事態にはなりません。もっと、限定承認の制度を活かすためにはどうしたらよいのでしょうか？

限定承認を行うには、相続の開始を知ったときから3ヶ月以内に家庭裁判所に相続人全員が、財産目録等の必要書類を作成し、共同して申し出ることが必要です。従って、反対する者がいる場合や、一部の相続人が単純承認したときは、限定相続を選択できません。このことにより、断念するケースが多いかと思われます。

しかしながら、常に、相続人全員が限定承認を選択する必要があるわけではありません。相続放棄をした者は、初めから相続人とならなかった者とみなされますので、残りの相続人のみで共同して限定承認の手続きを選択することができます。例えば、相続財産と債務のどちらが多いか分からないような相続の場合、相続人の一人を残し、他の者は相続放棄してしまうという処理の選択も考えられます。この場合に注意すべきは、残す相続人を子の一人にしなければなりません。前月号でご説明したように、子の全員が相続放棄してしまいますと、新たに多くの相続人が登場するようなことになってしまいます。

限定承認による弁済手続きとして、金銭以外の財産は、任意売却によって不当な安価で売却されることを防止するため、すべて競売によって換価することが原則です。相続財産の中に、例えば、自宅や亡くなった人の形見のように、限定承認者が保有し続けたい財産があった場合には、競売による換価ではなく、家庭裁判所が選任した鑑定人による評価額を自分の固有財産から弁済すれば、競売を止め、手に入れることができます。これは、亡くなった人の財産が大幅な債務超過となっている場合でも、相続放棄ではなく、限定承認を選択することの大きなメリットの一つと考えられます。